

帝京大学 男女共同参画推進委員会 規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、帝京大学男女共同参画推進委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 男女共同参画推進委員会は、帝京大学（以下、「本学」という）の男女共同参画推進、女性・研究者支援に係る次の事項について審議する。

- (1) 男女共同参画推進、女性・研究者支援に係る基本方針に関すること
- (2) 男女共同参画推進、女性・研究者支援に係る方策の企画、立案および実施に関すること
- (3) 男女共同参画推進、女性・研究者支援の実施状況に係る点検、評価および改善に関すること
- (4) 男女共同参画推進、女性・研究者支援に係る広報および啓発活動に関すること
- (5) その他男女共同参画推進、女性・研究者支援に関すること

(委員会の構成)

第3条 男女共同参画推進委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 女性・研究者支援センター室長、副室長
- (3) 各キャンパス・学部選出委員
- (4) 研究所・センター選出委員
- (5) 事務・病院（コメディカル）選出委員

2 前項に掲げる委員のほか、委員長が特に必要と認める者をオブザーバーとして委員に加えることができる。

(委員の選出)

第4条 男女共同参画推進委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 男女共同参画推進委員会に副委員長を置き、委員長が指名した女性・研究者支援センター室長または副室長をもって充てる。
- 3 前条第1項第3号の委員は学部長推薦を基本とし、任期は2年、連続2期までとする。一定期間をおいての再任は可能とする。ただし、キャンパスの事情により役職固定で選出された委員は再任を妨げない。
- 4 前条第1項第4号の委員は男女共同参画推進会議との協議により選出する。
- 5 前条第1項第5号の委員は役職固定とし、再任を妨げない。
- 6 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 7 委員は、辞任または任期満了後においても、特定の職務については任期中に担った職務を行う。

(委員以外の者の出席)

第5条 男女共同参画推進委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(委員会の運営)

第6条 会議は、隔月開催とする。

2 副委員長は、男女共同参画推進委員会の議長を兼ね、会議を主宰する。

3 議長に事故があるとき、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の議事)

第7条 男女共同参画推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 男女共同参画推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第8条 男女共同参画推進委員会内に、以下のワーキンググループを設置する。

(1) 意識改革ワーキンググループ

(2) 環境整備ワーキンググループ

(3) 教育・研究力向上ワーキンググループ

(4) 女性比率向上ワーキンググループ

2 ワーキンググループは、専門分野に特化して男女共同参画推進、女性・研究者支援に関する課題を検討し、女性・研究者支援センターと連携して企画実施を行う。

(女性・研究者支援センター)

第9条 男女共同参画推進委員会は、第2条各号の審議事項に係る調査、企画立案または実施を、女性・研究者支援センターと連携して行う。

(事務)

第10条 男女共同参画推進委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、女性・研究者支援センターにおいて処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、男女共同参画推進委員会の運営等に関し必要な事項は、当該委員会において定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は学長を経て、理事長の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2020（令和2）年8月1日から施行する。

2 この規程は、2022（令和4）年8月1日から施行する。

3 この規程は、2025（令和7）年6月1日から施行する。